

# OBA MJ 特集3 OUTREACH アウトリーチ

## ～出かけていく弁護士、弁護士会へ～ 第6回 箕面市で「ひとり親家庭への法律相談」を 実施しています!!

人権擁護委員会第7部会(両性の平等部会)部会長 太平 信恵



しかしながら、ひとり親家庭においては、子どもの養育費、認知、親権、面会などの子どもの問題、DV被害、慰謝料、財産分与などの離婚問題、借金・債務の問題、職場での労働問題など、様々な法的問題が存在しています。法的な諸問題については、自治体職員では対応が難しい場合が多く、また、現状の無料法律相談ではなかなか予約が取れない等、スピーディーで的確な対応がなされていませんでした。

### 1. ひとり親家庭のためのアウトリーチ

「あなたを一人にしない 弁護士があなたのもとへ」というキャッチフレーズのもと、アウトリーチ事業の第一弾として、箕面市で「ひとり親家庭への法律相談」を実施することになりました。

離婚・未婚・非婚など、多様な家族の在り方の中で、ひとり親家庭が増えたことから、国や自治体もひとり親家庭への支援策を積極的に推進するようになりました。国や自治体のひとり親家庭への施策としては、①資金援助（児童扶養手当、ひとり親家庭医療費助成、就学援助等）、②相談体制（無料弁護士相談、女性のための相談等）、③就労支援（自立支援教育訓練給付金、保育所の優先入所等）などがあります。

厚生労働省は、昨年12月に立ち上げた「ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト」において、児童扶養手当の現況届の時期に、子育て・生活、就業、養育費の確保など、ひとり親が抱える様々な課題をまとめて相談できる体制を整備するとともに、地方自治体での弁護士による養育費相談の実施に取り組むことにし、同事業の実施のため、日弁連を介して、地域の弁護士会に対して連携を求めてきました。

当会においても、各自治体に弁護士を派遣して、スムーズにひとり親家庭の親御さんの法律相談に対応するための「アウトリーチ事業」を創設することにしました。

そこで、大阪府に問い合わせたところ、箕面市が同事業に強い関心を寄せているということでした。箕面

市は、かねてより、ひとり親家庭に対する積極的な施策を実施しており、この事業にもすぐに興味を示され、トントン拍子に企画が進みました。7月19日（火）、大阪弁護士会館2階ホールにて、山口健一会長と箕面市の倉田哲郎市長とが出席し調印式を行い、箕面市ひとり親家庭への法律相談に弁護士を定期的に派遣する事業を開始することになりました。この調印式の様子については、すぐに箕面市のホームページに掲載され、箕面市民への広報がなされました。（当会ホームページのブログにもアップしました。）

## 2. 8月の児童扶養手当の手續に着目

上記契約に基づき、8月は毎週火曜日（9月以降は毎月1回第1火曜日）の午後1時から4時まで、人権擁護委員会の第7部会（両性の平等部会）の委員が箕面市役所に赴き、ひとり親家庭の方の法律相談を受けることになりました。私も8月の第5火曜日の相談を担当しました。

ひとり親家庭に支給される児童扶養手当については、毎年8月に受給者全員が市役所の窓口へ赴いて面談し、現況届を提出することになっており、市役所にやって来たひとり親家庭の親御さんの中には、職員に悩みや相談をする人が必ずいると考え、8月は毎週実施しました。

箕面市役所には、「子育て支援課」という名称の課が

あり、同課では、児童扶養手当の更新手續を受け付けており、大阪弁護士会のアウトリーチ事業として、ひとり親家庭を対象とした法律相談の実施について、掲示板や窓口で告知されました。窓口では、悩みを相談した方に対して、職員の方が声掛けをしてくださることで、スムーズに法律相談につなげることができました。

8月の相談件数は、1日当たり2～4件で、合計16件の相談がありました（予約自体はもっと多くありました）。相談の内容は、主に離婚手續、養育費、元夫のDV、社会保障制度などでしたが、予約のない時間帯には、職員の方から色々質問されることがあり、ひとり親家庭の方にとっては、市役所が身近な存在であることを実感しました。

## 3. 箕面市につづき八尾市、茨木市、大阪市も実施予定

ひとり親家庭の方は、祖父母などの援助がない限り、一人で子育てと仕事を両立しなくてはならず、日々の生活に追われていて、悩みや困ったことがあっても誰にも相談することができない状態に陥っている方が多いと思います。自分の抱えている悩みが法律问题であると気付かない場合もありますし、気付いたとしても弁護士にアクセスするには、時間的にも、費用的にも、心理的にもハードルが高いのかもしれませんが、それでも、子育てをしていれば、児童扶養手当の申請、更新などの手續、保育所や小学校の入学手續などのために市役所には必ず行くことになります。ひとり親家庭の方がいる場所、市役所などに弁護士が赴くことで、法的なニーズを受け止めることができると思います。

今後は、八尾市、茨木市、大阪市との間でも、アウトリーチ事業によるひとり親家庭への法律相談が実施される予定とのことです。月1回といっても、複数の自治体が手をあげると、人権擁護委員会の7部会の委員だけで対応することは、困難になってきました。もし、来年度もアウトリーチ事業が継続し、8月の児童扶養手当の更新時期に合わせて各自治体の方から一斉に申し込みがなされると、対応しきれないと思います。今後、関連委員会の皆様には、ひとり親家庭へのアウトリーチをお願いすることになるかもしれませんが、その際には、快く引き受けてくださいますようお願いいたします。

